

## 高等学校等就学支援金7月の所得審査 意向確認書

学校名	千葉県立沼南高柳高等学校
生徒氏名（自署）※	千葉 太郎
住所	柏市高柳995

**必ずチェック**

※保護者等の代筆も可能です。

【確認事項】下記事項を確認したらチェックを入れてください。

- 高等学校等就学支援金は、高校等の授業料に対する国からの支援であり、返済不要です。
- 高等学校等就学支援金の申請を行わない場合は、高等学校等就学支援金は受給できず、授業料を納付する必要があります。

**該当箇所（どれか1つ）に必ずチェック**

【就学支援金を受給中の方】

該当する項目のどちらかの□にチェック

確認項目				審査後の通知				
<input type="checkbox"/>	高等学校等就学支援金の継続支給を希望します。なお、令和2年1月1日現在の保護者の課税地は以下のとおりです。 （マイナンバーを利用せず、生活保護受給証明書等を提出する方は、別途記入をお願いする申請書がございますので、事務室まで御連絡ください。）							継続認定を受けた者には支給決定通知、不認定者には受給資格消滅通知が送付されます。
	保護者1	氏名	課税地	都道府県	市区町村			
	保護者2	氏名	課税地	都道府県	市区町村			
<input type="checkbox"/>	親権者等が所得制限※に該当する、またはほかの理由により、高等学校等就学支援金の受給権を放棄します。							受給資格消滅通知が送付されます。

2019年1月1日現在と2020年1月1日現在で課税地変更してます。

【就学支援金を受給していない方】

該当する項目のどちら

<input type="checkbox"/>	就学支援金を申請する方で、2019年1月1日現在と2020年1月1日現在で課税地が変更した方は余白部分にその旨をお書きください。							認定通不認定者には不認定通知が送付されます。
	高等学校等就学支援金	（別途記入をお願いする申請書で御連絡ください。）						
<input type="checkbox"/>	親権者等が所得制限※に該当する、またはほかの理由により、受給資格認定申請書を提出しません。							通知はありません。

※所得制限とは・・・

A＝課税所得×6%－市町村民税の調整控除  
 （千葉市等の政令市は調整控除にさらに3/4を乗じます）

保護者のAの値の合計が30万4200円以上の場合、所得制限に該当し受給できません。